保険金などのご請求手続きとお支払事例

契約日が2018年4月2日以降の商品対応版

保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために

お支払いできる場合、
お支払いできない場合の具体的な事例

保存版

重要な冊子ですので、
大切に保存してください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター（入院・手術給付金、死亡保険金等専用ダイヤル）

0120-211-157

受付時間　月～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

目　次

はじめに……P1
主な用語のご説明……P2

ご請求手続きの流れ……P3

保険金などをもれなくご請求いただくために……P5

具体的な事例

事例1
責任開始期前の発病……P9

事例2
告知義務違反による解除……P12

事例3
総合入院給付金のお支払い（日帰り入院）……P14

事例4
総合入院給付金のお支払い（1回の入院の支払い限度）……P15

事例5
総合入院給付金のお支払い（複数回の入院の支払い限度）……P16

事例6
総合入院給付金のお支払い〈入院一時金保険（限定告知型）〉……P19

事例7
特定自然災害死亡給付金のお支払い……P20

事例8
手術給付金のお支払い……P21

事例9
先進医療給付金のお支払い……P23

事例10
3大疾病保険金のお支払い（悪性新生物＝がん）……P24

事例11
3大疾病保険金のお支払い（急性心筋梗塞・脳卒中）……P25

事例12
3大疾病・介護・身体障害保険等にご加入の場合で、「急性心筋梗塞」「脳卒中」によりお亡くなりになられたときのお支払い……P26

事例13
介護保険金等のお支払い（要介護状態・要支援状態）……P27

事例14
認知症保険金のお支払い……P29

事例15
（短期）就業不能給付金のお支払い……P31

事例16
生活習慣病重症化予防給付金・糖尿病重症化予防給付金のお支払い……P33

事例17
入院所得給付金・メンタル入院所得給付金のお支払い……P34

保険金などをお支払いできないその他の代表例……P36

はじめに

この冊子は、保険金などをもれなくご請求いただくために、手続きの流れやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを掲載しています。

≪契約者の方へお願い≫
万一の場合に備え、保険金などの受取人へあらかじめ契約内容についてご説明のうえ、請求手続きについてはこの冊子をご確認いただくようお伝えください。

ご注意

■具体的な事例は代表的なものを掲載しています。保険種類や加入時期などにより取り扱いが異なる場合があります。加入契約の取り扱いに関しましては、「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。

■この冊子は、第一生命が引き受けている生命保険のうち、個人保険の保険金などのお支払いについてご説明しています。当社が事務幹事として引き受けている団体保険の保険金などのお支払いについては、第一生命ホームページ（https://www.dai-ichi-life.co.jp/）「団体保険における保険金･給付金のお支払いについて」をご覧ください。

■第一フロンティア生命、ネオファースト生命、アフラック、損保ジャパンの保険に関する保険金などのお支払いについては、それぞれの保険会社にご照会ください。

主な用語のご説明

約　款	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる場合は、特約条項が優先的に適用されます。
契約者	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料の払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。
被保険者	保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。
受取人	保険金・給付金・年金などを受け取る人のことをいいます。 〈受取人の例〉 死亡保険金 ➡ 死亡保険金受取人 入院給付金・手術給付金 ➡ 被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）
生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
保険料	保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。
責任開始期	ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。
復　活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。
支払事由	保険金・給付金・年金などが支払われる場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金・年金などをお支払いできない事由のことをいいます。
告知義務	ご契約（特約）の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

ご請求手続きの流れ

被保険者が亡くなった　入院をした　手術をした

上記のような場合の給付金・保険金ご請求手続きは、以下の流れとなっています。
4ページの 留意事項 とあわせてご確認ください。

担当者や第一生命コンタクトセンターでお手続きされる場合

インターネットでお手続きされる場合

お客さま

当社へのご連絡

■保険証券をお手元にご準備ください。
■退院証明書、領収書、診療明細書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。
■受取人より、当社担当者または第一生命コンタクトセンターへご連絡ください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター（入院・手術給付金、死亡保険金等専用ダイヤル）

0120-211-157

受付時間が一部変更になっている場合があります。
お手数ですが、ホームページにて最新の状況をご確認ください。

受付時間　月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

スマートフォンの方はこちら

書類のご準備

■退院証明書、領収書、診療明細書、病名の分かる入院診療計画書など、病院発行の書類をお手元にご準備ください。

ご契約者専用サイトにアクセス

■第一生命ホームページより、ご契約者専用サイトにアクセスして、必要事項を入力し、写真をアップロードするだけで、お手続きが完了します。

※ご契約者専用サイトに登録いただく必要があります。
※ご利用にあたっては一定の条件がございます。利用条件はホームページでご確認ください。

ご契約者専用サイトからお手続き

https://www.wise.dai-ichi-life.co.jp/html/jva/JVARegulations1.html

第一生命

請求のご案内

■請求にあたっての詳しい案内と、請求書類をお届けします。

お客さま

書類のご準備・提出

■書類をご準備のうえ、ご提出ください。

第一生命

提出書類の確認とお支払い

■提出書類の内容を拝見し、契約の内容にしたがって、給付金・保険金を指定の口座へ送金します。

お客さま

お支払内容のご確認

■お支払金額などの明細がお手元に届きましたら、内容をご確認ください。

留意事項

ご連絡をいただく際に

■保険金などをもれなくご請求いただくために、連絡をいただいた際、当社担当者が病名や事故の様子などをうかがいますので、ご了承ください。

■被保険者本人が病名を知らない場合でも、給付金・保険金をお支払いすることによって、病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、必ずお申し出ください。

■受取人が請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人による請求ができる場合があります。詳しくは当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

請求書類について

■診断書のかわりに、所定の報告書と、病院発行の退院証明書、領収書や診療明細書のコピーをあわせて提出することで請求できる場合があります。

■病院発行の診断書原本を提出のうえ、請求したにもかかわらず、給付金・保険金がお支払いの対象とならなかった場合、「診断書取得費用相当額」として所定の金額（一律6,000円：2025年7月時点）をお支払いします。なお、ご提出の診断書により給付金・保険金を一部でもお支払いできる場合は、この取り扱いの対象となりません。

書類提出前にご確認ください

■お申し出の給付金・保険金以外にご請求いただけるものがないか、「保険証券」「ご契約のしおり」「約款」でご確認ください。また、本冊子5～8ページもご確認ください。

お支払いにあたって

■お支払いの判断は、診断書などの内容にもとづいて行います。診断書などに記載のない病名、入院および手術などについてはお支払いの判断ができないため、給付金・保険金をお支払いできません。

■提出書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障害の状態、事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認も含みます）させていただく場合があります。この場合は、当社担当者または当社で委託した者が訪問いたします。

■給付金・保険金などをお支払いするために確認が必要となった場合には、確認先の都合などによって、給付金・保険金のお支払いまでに日数を要する場合があります。この場合のお支払時期については、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

■お支払いにあたって、保険料の払い込みが確認できない場合には、お支払いする保険金などから保険料を差し引く場合があります。なお、保険料を差し引いた後、保険料の払い込みが確認できた場合には、別途返金いたします。

お支払内容をご確認ください

■お支払内容にご不明な点があれば明細の「お問い合わせ先」までご連絡ください。たとえば「がんの疑い」で入院し入院給付金を受け取った後に、がんと診断確定された場合、契約内容によっては追加で給付金・保険金をお受け取りいただける可能性があります。

保険金などをもれなくご請求いただくために

請求の際には、以下の1～9のような事例に該当するかどうかご確認ください。ひとつでも該当する場合、ほかにも保険金などをお支払いできる可能性があります。「該当するのでは?」と思われる場合や、ご不明な点がある場合には、当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

【確認方法】
「保険証券」をお手元にご準備のうえ、加入契約すべてについてご確認ください。（年1回、契約者にお届けしている「生涯設計レポート」などでもご確認いただけます。）

ご注意

□**お支払いにはそれぞれいくつかの条件があります。また、契約内容によっては保険金などをお支払いできないことがあります。**

□**約款の規定により手術給付金をお支払いできない手術があります。**お支払いできる手術とお支払いできない手術については、当社ホームページの**「手術給付金お受取額シミュレーション」**から検索ができます。

□詳細に関しては、**「ご契約のしおり」「約款」**をご確認ください。

1 当社にご連絡いただいていない入院、手術、放射線治療、在宅医療などはありませんか？

入院をした

・ほかの病院（転院前の病院）での入院
・日帰り入院
・身体に異常があり、医師の指示での検査入院
・亡くなられる前の入院　など

手術を受けた

・入院をともなわない手術
・内視鏡（ファイバースコープ）によるポリープ切除
・亡くなられる前に受けた手術　など

放射線治療を受けた

以下の保険にご加入の場合は、お問い合わせください。

例
■総合医療一時金保険
■入院一時金保険（限定告知型）
■先進医療保険
■女性特定治療保険
■生活習慣病重症化予防応援保険
■継続入院所得保障保険

入院をした
在宅医療を受けた
▶ ■就業不能保険

不慮の事故で骨折をした
▶ ■特定損傷保険

2 以下のいずれかの疾病の治療を目的として所定の投薬治療等を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

高血圧性疾患・脂質異常症・
高尿酸血症・糖尿病

以下の保険にご加入の場合は、
お問い合わせください。

■生活習慣病重症化予防応援保険
「生活習慣病総合保障型」

糖尿病

■生活習慣病重症化予防応援保険
「糖尿病重点保障型」

3 ３大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）や上皮内新生物などになったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

所定のがん

がん、肉腫、悪性黒色腫、
白血病　など

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞、
再発性心筋梗塞　など

脳卒中

くも膜下出血、脳出血、
脳梗塞　など

上皮内新生物など

上皮内がん、非浸潤がん、
皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、
子宮頸部の高度異形成・中等度異形成　など

以下の保険・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

■３大疾病所得保障保険

■３大疾病・介護・身体障害（終身）保険

■軽度３大疾病・介護・身体障害保険

【保険料の払い込みを免除とする保険・特約】

■こども学資保険「Ａ型」

■保険料払込免除特約

糖尿病の合併症

糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、
糖尿病性神経障害、糖尿病性壊疽　など

心・血管疾患

狭心症、大動脈弁狭窄症、
心房細動　など

脳血管疾患

脳動脈瘤、もやもや病、
一過性脳虚血発作　など

以下の保険にご加入の場合は、お問
い合わせください。

■軽度３大疾病・介護・身体障害保険
「Ｉ型」

4 身体障害者福祉法における障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

1級から3級までの身体障害者手帳が交付された

以下の保険・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

■介護・身体障害所得保障保険
■3大疾病・介護・身体障害（終身）保険
■軽度3大疾病・介護・身体障害保険
■生活障害年金定期保険「障害・介護型」
（1級の身体障害者手帳が交付された場合のみ）

【保険料の払い込みを免除とする保険・特約】
■こども学資保険「A型」
■保険料払込免除特約

4級の身体障害者手帳が交付された

■軽度3大疾病・介護・身体障害保険

5級または6級の身体障害者手帳が交付された

■軽度3大疾病・介護・身体障害保険「Ⅰ型」

5 介護が必要な所定の状態になったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

介護が必要な所定の状態の例

公的介護保険の要介護認定を受けた

医師による認知症の診断を受けた

・一人で歩けない
・一人で着替えができない
・一人で入浴ができない
・一人で寝返りができない
・一人で排せつができない

などの介護が必要な状態

以下の保険・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

■介護・身体障害所得保障保険
■3大疾病・介護・身体障害（終身）保険
■軽度3大疾病・介護・身体障害保険
■要支援・介護保険
■認知症保険
（医師による認知症の診断と公的介護保険の要介護1以上の認定が必要）
■生活障害年金定期保険
（公的介護保険の要介護2以上認定のみ）

【保険料の払い込みを免除とする保険・特約】
■こども学資保険「A型」
■保険料払込免除特約

6 以下の移植・採取を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

「造血幹細胞移植（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）」を受けた

骨髄ドナー（提供者）として造血幹細胞採取の目的で「骨髄幹細胞採取」または「末梢血幹細胞採取」を受けた

以下の保険にご加入の場合は、お問い合わせください。

■総合医療一時金保険

7 公的医療保険制度における先進医療を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

先進医療に該当する、

- 検　査
- 診　断
- 投　薬
- 手　術
- 放射線治療

を受けた

以下の保険にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

■総合医療一時金保険
■先進医療保険
■女性特定治療保険

8 ほかの契約で妻子型として被保険者となっていませんか？

被保険者となる特約

以下の特約が付加されている場合は、お問い合わせください。

例

■５年ごと配当付定期保険特約（妻型）
■新総合医療特約D（本人・妻子型）
■総合医療特約D（本人・子型）

9 企業保険や財形保険にご加入の場合は、保険金などをご請求いただける可能性があります

勤務先や所属団体において企業などが契約者となる保険

各種ローンなどをご利用されている場合に、金融機関などが契約者となる保険

ご加入の場合は、勤務先や所属団体などのご加入窓口または引受保険会社へお問い合わせください。

例

■団体定期保険
■医療保障保険（団体型）
■新医療保障保険（団体型）
■無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険（団体型）
■総合福祉団体定期保険
■拠出型企業年金保険
■各種財形保険

■団体信用生命保険

事例

1 責任開始期前の発病

責任開始期から１年後に『糖尿病』で入院した場合

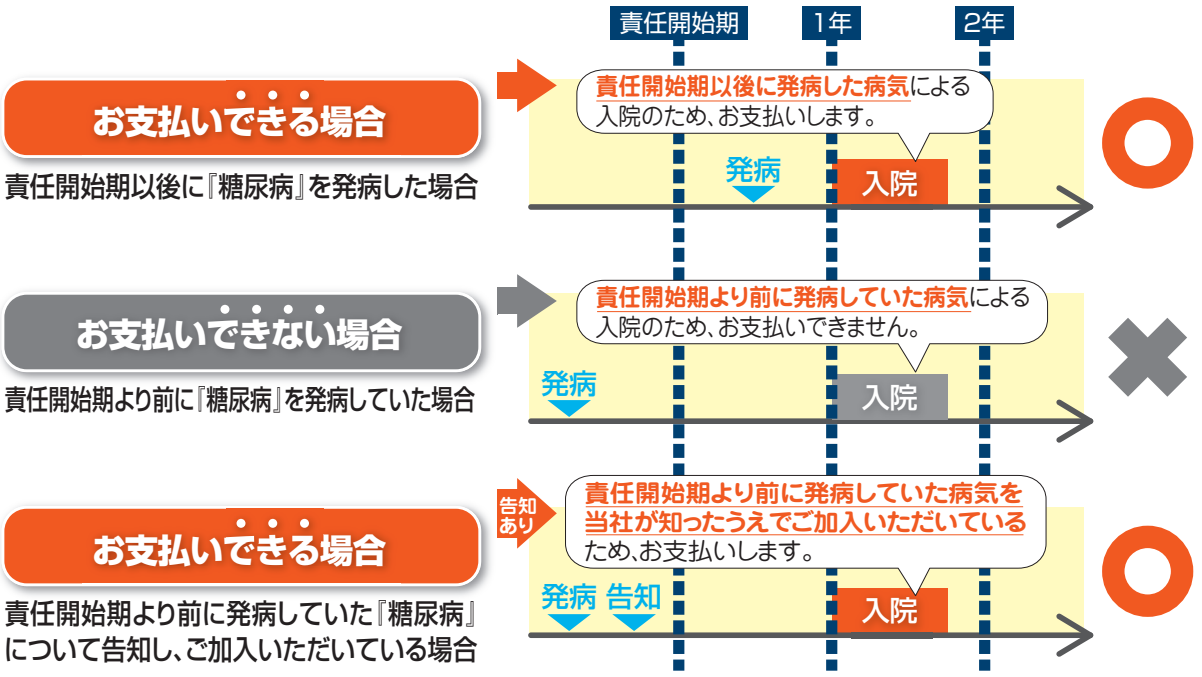

解　説

□死亡保険金･死亡給付金以外の保険金などは、**契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生したケガを原因とする場合にはお支払いできません。**

□告知義務違反がない場合でも、契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に受傷したケガを原因とする場合にはお支払いできません（告知義務違反については12ページをご確認ください）。

□ただし、責任開始期より前に発病していた病気や発生した傷害を原因とする場合でも、約款の規定により、お支払いできることがあります。

〈例〉

・ご加入または復活の際の告知などにより、責任開始期より前に発病している「病気」に関する事実を当社が知ったうえで、ご加入いただいた場合

・責任開始期から2年経過後に開始した入院や手術の場合

・見直し後契約の場合（11ページもご確認ください。）

・医療保障変更制度を利用した変更後契約の場合

具体的な事例

約款記載の一例

＜総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款＞

第5条（給付金の支払）抜粋

この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
総合入院給付金	（1）つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （ア）**責任開始期以後に発病した疾病**または発生した傷害の治療を目的とする入院であること
生活習慣病入院給付金	（1）つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （ア）**責任開始期以後に発病した生活習慣病**（別表24）の治療を目的とする入院であること
女性特定疾病入院給付金	（1）つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （ア）**責任開始期以後に発病した特定疾病**（別表25）の治療を目的とする入院であること

＜入院一時金保険（限定告知型）の場合＞

お支払いできる場合

責任開始期以後に「糖尿病」を発病した場合

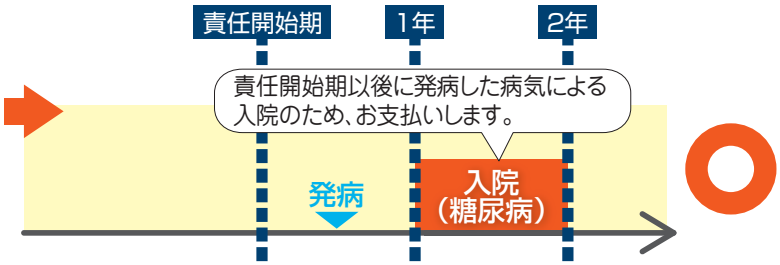

責任開始期より前に「糖尿病」を発病しており、**責任開始期以後に症状が悪化して、医師によりはじめてその病気について入院が必要であると指示された場合**

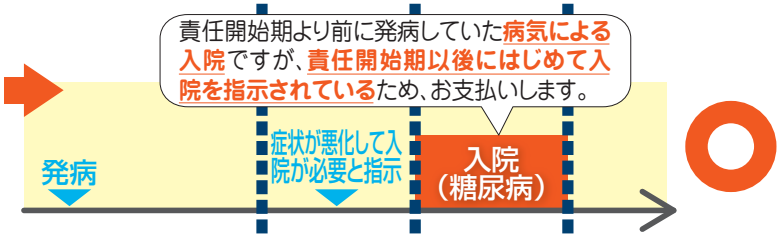

お支払いできない場合

責任開始期より前に「糖尿病」を発病しており、**責任開始期より前に医師に入院が必要であると指示された場合**

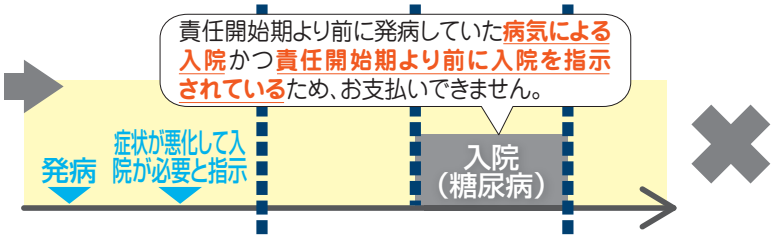

責任開始期前に受傷した**ケガに対する入院の場合**

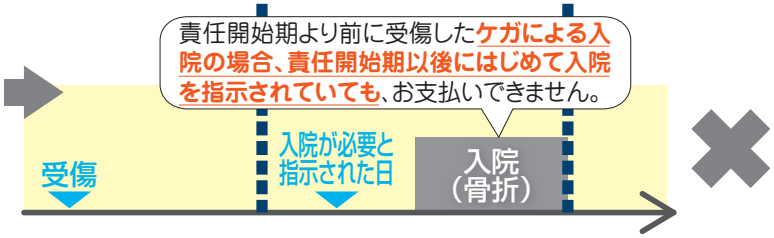

解　説

□入院一時金保険（限定告知型）は、**契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に受傷したケガを原因とする場合にはお支払いできません。**

□告知義務違反がない場合でも、契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に受傷したケガを原因とする場合にはお支払いできません（告知義務違反については12ページをご確認ください）。

□ただし、責任開始期より前に発病していた病気や発生した傷害を原因とする場合でも、約款の規定により、お支払いできることがあります。

〈例〉

・責任開始期より前に発病していた病気による入院であっても、責任開始期以後にはじめて入院が必要であると医師から指示された場合

・ご加入または復活の際の告知などにより、責任開始期より前に発病している病気に関する事実を当社が知ったうえで、ご加入いただいた場合

・責任開始期から2年経過後に開始した入院の場合

具体的な事例

約款記載の一例

＜入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款＞

第5条（総合入院給付金の支払に関する補則）抜粋

11.被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的として責任開始期以後に入院した場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、責任開始期前を含めてはじめてその入院が必要であると医師によって指示されたときは、その入院を責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とした入院とみなします。

見直し後契約の責任開始期前に発病した病気により、保障見直し後に入院した場合

見直し後契約の責任開始期より前に発病していた病気や発生していた傷害を原因とする場合でも見直し前契約の責任開始期以後であれば、見直し後契約では、その原因が保障見直し後に生じていたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる基準給付金額が、「約款記載の一例」に記載のある**対象となる額**をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

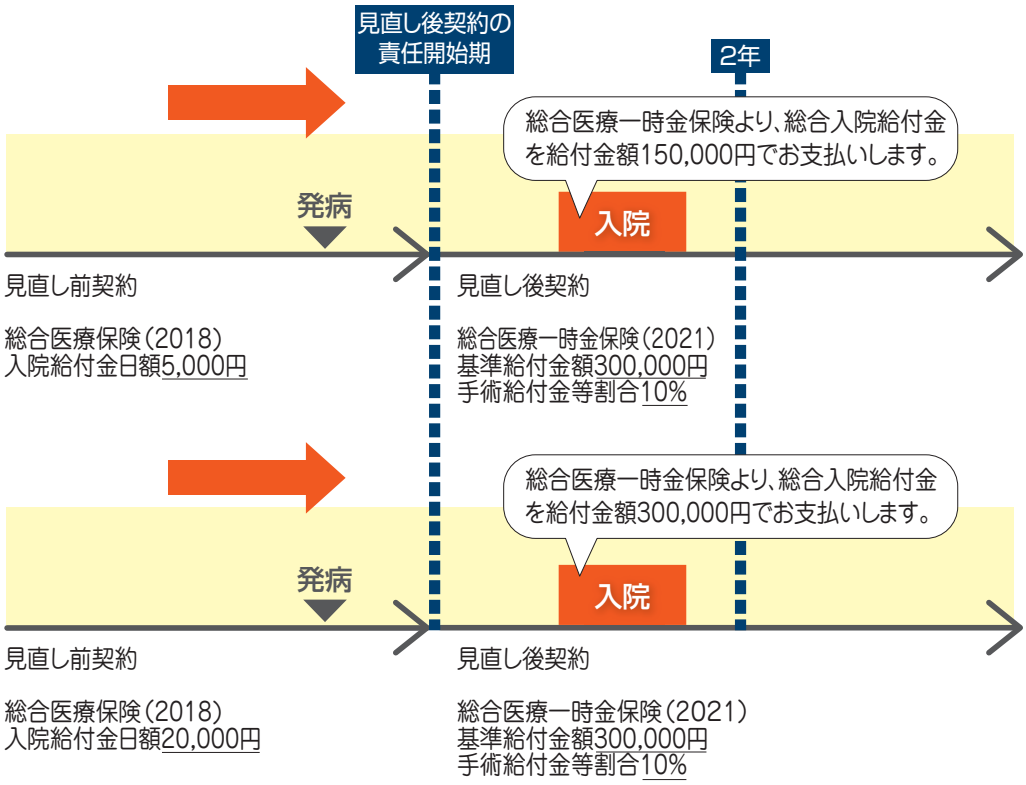

約款記載の一例

＜保障見直し特約条項(2018)＞

第11条(見直し後契約が総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)の場合の特則)抜粋

(中略)

(1)見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の**総合入院給付金**、手術給付金**または**放射線治療給付金が支払われるべき事由に該当した場合(該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。)でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる**基準給付金額が、つぎの対象となる額**をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

(中略)

見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	見直し前契約等の入院給付金日額に30を乗じた額
50%	見直し前契約等の入院給付金日額に25を乗じた額

(中略)

(2) 見直し後契約の保険契約の型が「B型」または「C型」の場合、第1号に加え、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合(該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。)でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金に対応する、つぎの額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

(中略)

(a) 見直し後契約の生活習慣病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(b) 見直し後契約の女性特定疾病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

事例

2 告知義務違反による解除

お支払いできる場合

契約前に「血圧が高いこと」について**正しく告知されて**特別条件付(保険料の上乗せ)でご加入し、その1年後に『高血圧』を原因とする『脳卒中』で亡くなられた場合。

ご加入に際して、告知義務違反がないため、

死亡保険金をお支払いします

○

お支払いできない場合

「肝硬変で通院中であること」について、**正しく告知されず**にご加入し、その1年後に『肝硬変』を原因とする『肝臓がん』で亡くなられた場合。

告知義務違反により契約は解除となり、

死亡保険金はお支払いできません

×

解　説

□**ご加入または復活の際、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始期(復活の場合は復活の際の責任開始期)から2年以内であれば当社は契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。(※1・2)**

(※1)責任開始期から2年を経過していても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していた場合(責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金などをお支払いできない場合または保険料払込を免除できない場合を含みます)には、契約を解除することがあります。

(※2)死亡や入院などが解除の原因となった事実によらなかったときは、保険金などをお支払いします。

□契約が解除された場合には、解約返還金と同額の返還金を契約者にお支払いしますが、多くの場合この返還金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、すでに払い込まれた保険料はお返ししません。

□生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)に口頭でお話されただけでは告知したことにはならず、告知義務違反で契約が解除となる場合があります。

□告知にあたり、解除の原因となる事実について、生命保険募集人が告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社は契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社は契約を解除することができます。

具体的な事例

約款記載の一例

〈契約取扱基本約款〉

第16条(告知義務違反による解除)抜粋

1.保険契約者または被保険者が、**故意または重大な過失によって、第15条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合**には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2.当会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、**保険金等を支払いません。また、すでに保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。**

全部見直し時・一部見直し時に告知義務違反があった場合の例

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合、見直し前契約に、見直し後契約と当社所定の同種の保険金などがあれば、見直し前契約をこえる部分が解除されます。(例1)(例2)
見直し前契約に、見直し後契約と当社所定の同種の保険金などがない場合、契約がすべて解除されます。ただし、解除される前に死亡保険金が支払われる事由に該当している場合は除きます。(例3)

(例1)見直し前契約に、見直し後契約と当社所定の同種の保険金などが<u>ある</u>場合①

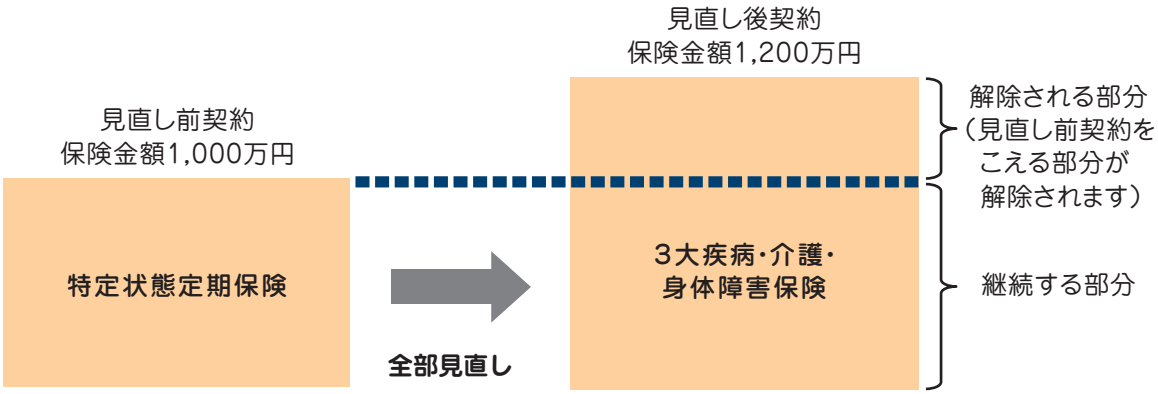

(例2)見直し前契約に、見直し後契約と当社所定の同種の保険金などが<u>ある</u>場合②

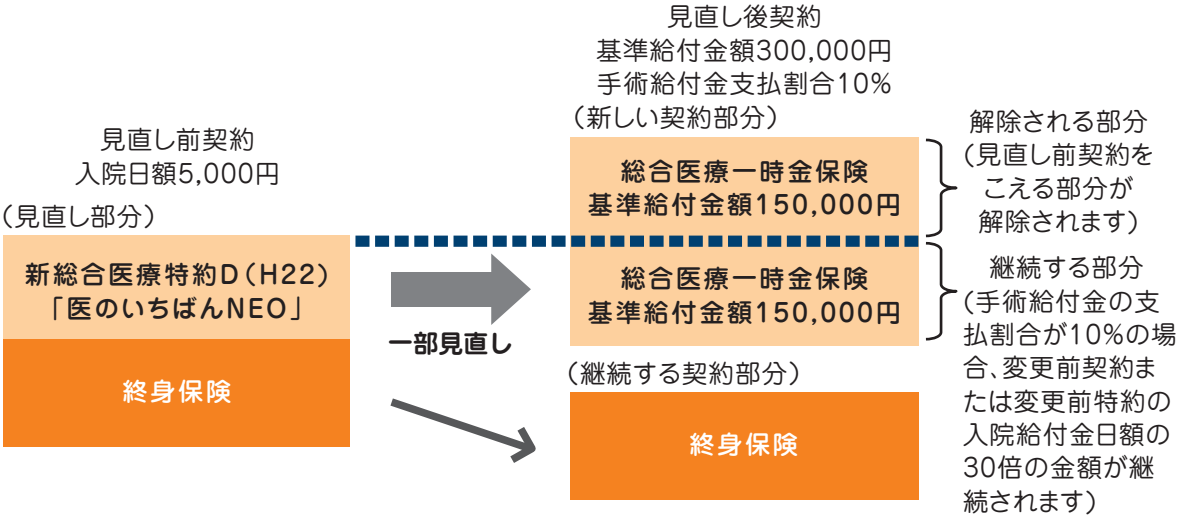

(例3)見直し前契約に、見直し後契約と当社所定の同種の保険金などが<u>ない</u>場合
(ただし、解除される前に死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合は除きます)

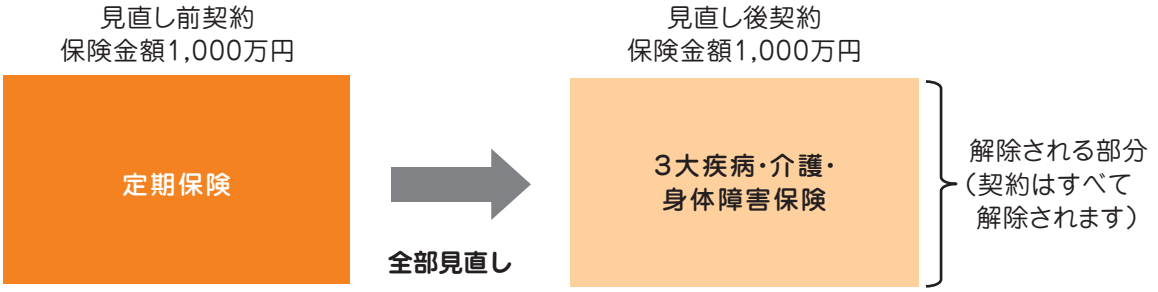

※いずれも代表的な取り扱いを記載しています。

解　説

□全部見直し制度・一部見直し制度によるご加入の場合も、一般の契約と同様に告知義務があります。そのため、見直し後契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。

□**<u>全部見直し時・一部見直し時に告知義務違反があった場合、見直し後契約が解除され、保障がなくなることがあります。元の契約に戻す取り扱いはありません。</u>**

事例 3

総合入院給付金のお支払い（日帰り入院）

総合医療一時金保険・入院一時金保険（限定告知型）の場合

お支払いできる場合

大腸ポリープ切除術を受け、しばらくベッドで安静にした後、その日のうちに帰宅したが、**1日分の入院料（入院基本料）を病院に支払った**場合。

「日帰り入院」に該当するため、

総合入院給付金をお支払いします

お支払いできない場合

白内障の手術を受けたが、その日のうちに帰宅し、**入院料（入院基本料）を病院に支払っていない**場合。

「入院」に該当しないため、

総合入院給付金はお支払いできません

解　説

□「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、「入院基本料」の支払いの有無（医療機関の領収書等で確認）などを参考に、当社が判断します。なお、「入院基本料」ではなく、「短期滞在手術等基本料1」の支払いがある場合は、お支払いの対象となる「入院」に該当しません。

□手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、外来扱いの場合は、総合入院給付金はお支払いできません。

約款記載の一例

〈総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款〉

第5条（給付金の支払）抜粋

この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
総合入院給付金	(1) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （中略） (ウ) その入院の日数が、(ア)の疾病または傷害の治療を目的として保険期間中に**1日以上**となったこと
生活習慣病入院給付金	(1) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （中略） (ウ) その入院の日数が、(ア)の生活習慣病の治療を目的として保険期間中に**1日以上**となったこと
女性特定疾病入院給付金	(1) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき （中略） (ウ) その入院の日数が、(ア)の特定疾病の治療を目的として保険期間中に**1日以上**となったこと

備考

3.入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、**入院（別表20）の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。**

事例

4 総合入院給付金のお支払い（1回の入院の支払い限度）

総合医療一時金保険（A型・2回型）・入院一時金保険（限定告知型・2回型）の場合

お支払いできる場合

病気により、たとえば**40日**入院した場合

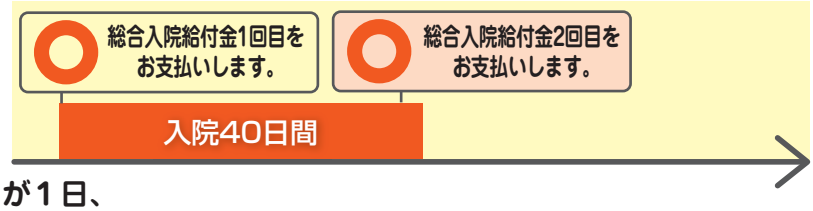

・入院１回につき入院の日数が１日、30日の各日数に達しているため、2回分お支払いします。

お支払いできない場合

病気により、たとえば**80日**入院した場合

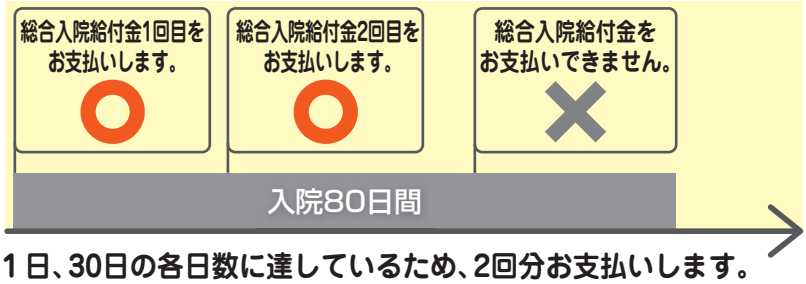

・入院１回につき入院の日数が１日、30日の各日数に達しているため、2回分お支払いします。
・2回型の場合は、入院期間が60日目を超えた場合であっても、総合入院給付金を支払限度回数の2回お支払いしているため、新たに給付金をお支払いできません。

解　説

□総合医療一時金保険には、約款で1回の入院に対してお支払いできる限度回数を定めています。

・1回の入院につき、入院日数が1日に達したことで支払う**1回型**
・1回の入院につき、入院日数が1日、30日の各日数に達したことで支払う**2回型**
・1回の入院につき、入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したことで支払う**4回型**

具体的な事例

約款記載の一例

〈総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款〉

第4条（入院給付金の支払限度の型）抜粋

1.入院給付金の支払い限度額の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての入院給付金を支払う回数の限度			入院給付金を支払う回数の通算限度		
	総合入院給付金	生活習慣病入院給付金	女性特定疾病入院給付金	総合入院給付金	生活習慣病入院給付金	女性特定疾病入院給付金
1回型	1回	1回	1回	100回	100回	100回
2回型	2回	2回	2回	100回	100回	100回
4回型	4回	4回	4回	100回	100回	100回

事例

5 総合入院給付金のお支払い（複数回の入院の支払い限度）

総合医療一時金保険・入院一時金保険（限定告知型）の場合

○１回型の場合

お支払いできる場合

入院後、退院日の翌日から数えて**60日経過後**に入院した場合

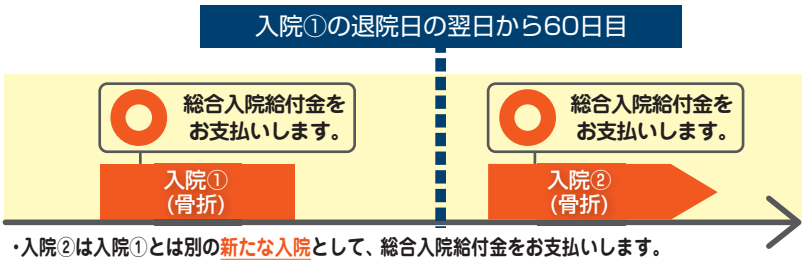

・入院②は入院①とは別の新たな入院として、総合入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

入院後、退院日の翌日から数えて**60日経過前**に入院した場合

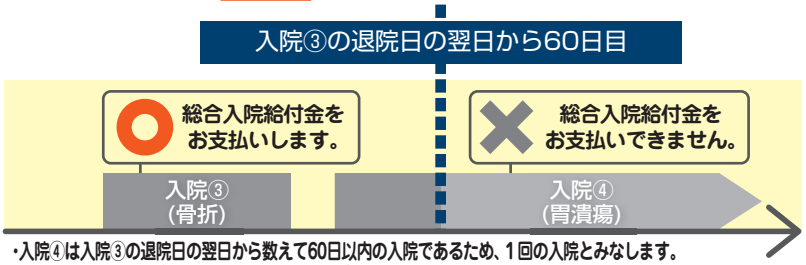

・入院④は入院③の退院日の翌日から数えて60日以内の入院であるため、１回の入院とみなします。
・１回の入院につき総合入院給付金を支払限度回数の１回お支払いしているため、入院④では総合入院給付金をお支払いできません。

○２回型の場合

お支払いできる場合

最初の入院の退院日の翌日から数えて**60日経過前**に2回目の入院をした場合

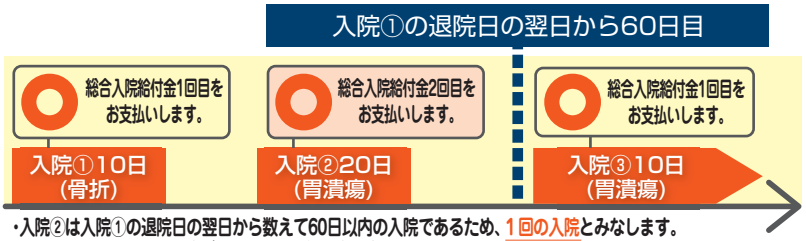

・入院②は入院①の退院日の翌日から数えて60日以内の入院であるため、１回の入院とみなします。
入院１回につき入院の日数が１日、30日の各日数に達しているため、2回分お支払いします。
・入院③は入院①②とは別の新たな入院として、総合入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

入院後、退院日の翌日から数えて**60日経過前**に入院した場合

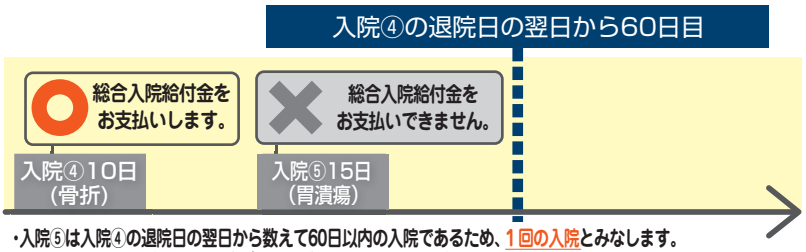

・入院⑤は入院④の退院日の翌日から数えて60日以内の入院であるため、１回の入院とみなします。
１回の入院につき、合計入院日数が30日に達していないため総合入院給付金は１回のみお支払いします。

最初の入院の退院日の翌日から数えて**60日経過前**に3回目の入院をした場合

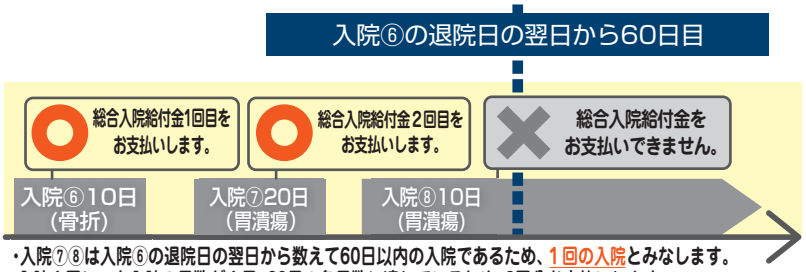

・入院⑦⑧は入院⑥の退院日の翌日から数えて60日以内の入院であるため、１回の入院とみなします。
入院１回につき入院の日数が１日、30日の各日数に達しているため、2回分お支払いします。
・１回の入院につき総合入院給付金を支払限度回数の２回お支払いしているため、入院⑧では総合入院給付金をお支払いできません。

総合医療一時金保険（B型）の場合

総合医療一時金保険B型の場合、生活習慣病入院給付金については、生活習慣病の治療を目的とした入院のみお支払いします。したがって、総合入院給付金と生活習慣病入院給付金では、一回の入院とみなす入院日数の数え方が異なります。

○１回型の場合

お支払いできる場合

生活習慣病の治療が目的でない入院①後、退院日の翌日から数えて60日以内に、生活習慣病の治療を目的とする入院②をした場合

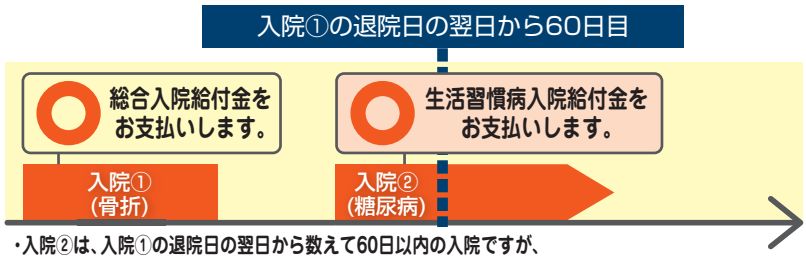

・入院②は、入院①の退院日の翌日から数えて60日以内の入院ですが、
生活習慣病の治療を目的とする入院のため生活習慣病入院給付金をお支払いできます。

お支払いできない場合

生活習慣病の治療を目的とする入院③後、退院日の翌日から数えて60日経過前に生活習慣病の治療を目的とする入院④をした場合

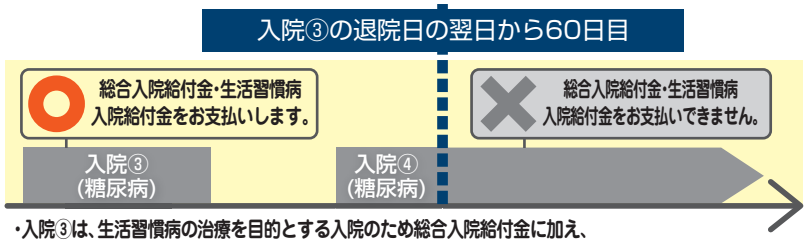

・入院③は、生活習慣病の治療を目的とする入院のため総合入院給付金に加え、
生活習慣病入院給付金をお支払いできます。
・入院④は、総合入院給付金・生活習慣病入院給付金を支払った入院③の退院日の翌日から数えて60日以内の入院であるため、入院③と１回の入院とみなします。

○２回型の場合

お支払いできる場合

生活習慣病の治療が目的でない入院①後、退院日の翌日から数えて60日以内に、生活習慣病の治療を目的とする入院②をした場合

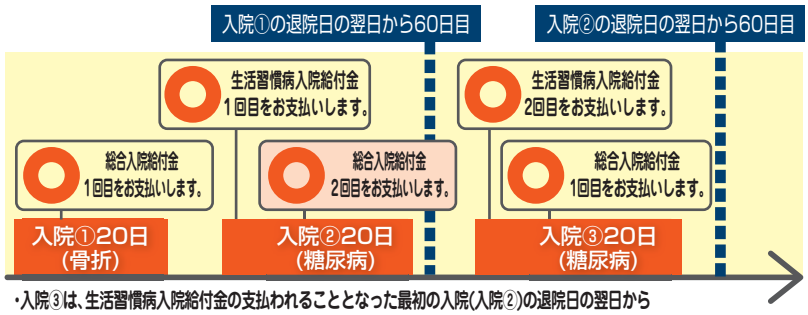

・入院③は、生活習慣病入院給付金の支払われることとなった最初の入院(入院②)の退院日の翌日から
その日を含めて60日以内の入院であるため、生活習慣病の治療を目的とする入院②と１回の入院とみなします。
生活習慣病の治療を目的とする１回の入院につき、１日、30日に達したため生活習慣病入院給付金を２回お支払いします。

お支払いできない場合

生活習慣病の治療を目的とする入院⑤後、退院日の翌日から数えて60日経過前に生活習慣病の治療を目的とする入院⑥をした場合

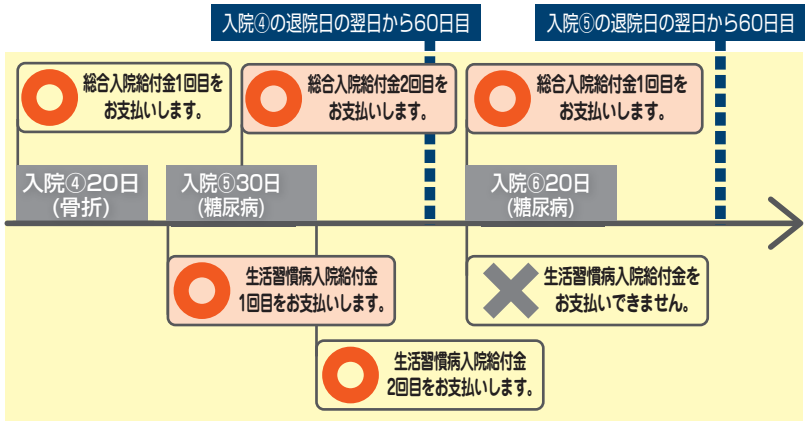

・入院⑥は、生活習慣病入院給付金の支払われることとなった最初の入院(入院⑤)の退院日の翌日から
その日を含めて60日以内の入院であるため、生活習慣病の治療を目的とする入院⑤と１回の入院とみなします。
・１回の入院につき生活習慣病入院給付金を支払限度回数の２回お支払いしているため、
入院⑥では生活習慣病入院給付金をお支払いできません。

※総合医療一時金保険C型の場合、上記事例の「生活習慣病の治療を目的とした入院」の記載を、「特定疾病の治療を目的とした入院」として考えます。

解　説

□総合医療一時金保険は、「A型」、「B型」および「C型」の3つの保険契約の型を取り扱っています。A型の保障に加え、B型は生活習慣病入院給付金が、C型は女性特定疾病給付金がお支払いの対象となります。

□複数回の入院をした場合でも、以下のケースでは1回の入院とみなします。

・総合入院給付金をお支払いする最初の入院の退院日の翌日から数えて60日以内に開始した入院は、その原因が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

・生活習慣病入院給付金をお支払いする最初の入院の退院日の翌日から数えて60日以内に開始した入院は、その原因が同一の生活習慣病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

・女性特定疾病入院給付金をお支払いする最初の入院の退院日の翌日から数えて60日以内に開始した入院は、その原因が同一の特定疾病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

・総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日から数えて60日経過後に開始した入院は、新たな入院となります。

約款記載の一例

〈総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款〉

第6条（総合入院給付金の支払に関する補則）抜粋

4.被保険者が総合入院給付金の支払事由の(1)に該当する入院を2回以上した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1)**それらの入院が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して総合入院給付金の支払事由の(2)の規定を適用します。**

(2)**第1号の規定にかかわらず、総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。**

第10条（生活習慣病入院給付金の支払に関する補則）抜粋

4.被保険者が生活習慣病入院給付金の支払事由の(1)に該当する入院を2回以上した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1)**それらの入院が同一の生活習慣病（別表24）によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して生活習慣病入院給付金の支払事由の(2)の規定を適用します。**

(2)**第1号の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。**

第11条（女性特定疾病入院給付金の支払に関する補則）抜粋

4.被保険者が女性特定疾病入院給付金の支払事由の(1)に該当する入院を2回以上した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1)**それらの入院が同一の特定疾病（別表25）によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して女性特定疾病入院給付金の支払事由の(2)の規定を適用します。**

(2)**第1号の規定にかかわらず、女性特定疾病入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。**

事例 6

総合入院給付金のお支払い
＜入院一時金保険（限定告知型）＞

入院一時金保険（限定告知型）（1回型）の場合

お支払い金額の違い

病気により、6日入院した場合

入院日数が6日以上であるため、総合入院給付金を基準給付金額のとおり、お支払いします。

入院6日間

4/1　4/6

病気により、5日入院した場合

入院日数が5日以内であるため、総合入院給付金を**基準給付金額の50%**お支払いします。

入院5日間

4/1　4/5

病気により、5日入院して、退院日の翌日から数えて60日経過前に7日入院した場合

1回目の入院（4/1～4/5）と2回目の入院（4/11～4/17）について、あわせて1回の入院とみなし、日数を合算します。入院5日間+入院7日間=12日間となり、入院日数が6日以上であるため、総合入院給付金を基準給付金額のとおり、お支払いします。

入院5日間　入院7日間

4/1　4/5　4/11　4/17

- 総合入院給付金をお支払いする最初の入院の退院日の翌日から数えて60日以内に開始した入院は、その原因が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

解　説

□入院一時金保険（限定告知型）は、約款で支払額を以下のように定めています。

・1回の入院の日数に応じてつぎの金額

（1）入院日数が6日以上のとき→基準給付金額

（2）入院日数が5日以内のとき→基準給付金額の50%

□複数回の入院をした場合でも、以下のケースでは1回の入院とみなします。

・総合入院給付金をお支払いする最初の入院の退院日の翌日から数えて60日以内に開始した入院は、その原因が同一の疾病または傷害によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

具体的な事例

約款記載の一例

＜入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款＞

第4条（給付金の支払）抜粋

この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

支払額
1回の入院の日数に応じて、つぎの金額 （1）入院の日数が6日以上のとき 　基準給付金額 （2）入院の日数が5日以内のとき 　基準給付金額の50%

事例 7

特定自然災害死亡給付金のお支払い

総合医療一時金保険・入院一時金保険（限定告知型）の場合

特定自然災害死亡給付金のお支払事由

- 被保険者が責任開始期以後に発生した特定自然災害により、保険期間中に特定自然災害の発生した日からその日を含めて180日以内に死亡したとき

「特定自然災害」とは、つぎの(1)(2)いずれにも該当する災害です
（1）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた災害であること
（2）災害救助法が適用された被災地域におけるその災害救助法が適用される要因となった異常な自然現象による災害であること。なお、災害救助法が適用された場合でも、自然現象によらない大規模な火事またはその他の事故により生ずる災害は含まれない。

お支払いできる場合

・災害救助法が適用された地震による津波に流され、大量の海水を飲み込んだことが原因で肺炎を発症し、救助から2週間後に亡くなられた場合

特定自然災害が起因となり生じた肺炎によって、特定自然災害の発生した日から180日以内に亡くなられたため

○

特定自然災害死亡給付金をお支払いします

お支払いできない場合

・災害救助法が適用された台風に被災したことが起因となり自殺された場合

自殺は免責事由のため、

×

特定自然災害死亡給付金はお支払いできません

・放火の延焼により亡くなられた場合

特定自然災害による死亡ではないため、

×

特定自然災害死亡給付金はお支払いできません

・災害救助法が適用されていない豪雨による家屋の倒壊に巻き込まれ亡くなられた場合

災害救助法が適用されていないため、

×

特定自然災害死亡給付金はお支払いできません

解　説

□災害救助法の適用状況につきましては内閣府ホームページをご確認ください。
（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

□契約ごとに保険金などをお支払いできない場合（免責事由）を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、保険金などはお支払いできません。

□特定自然災害死亡給付金の支払事由に該当しても、「被保険者の故意または重大な過失」または「保険契約者または死亡給付金受取人の故意」であった場合には、給付金をお支払いできません。

□**重大な過失とは、著しい不注意をいいます。**重大な過失の判断にあたっては、客観的、一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的、法的な観点をふまえて慎重に判断します。

事例

8 手術給付金のお支払い

総合医療一時金保険の場合

お支払いできる場合

『中耳炎』のため、耳の鼓膜を切開する手術（鼓膜切開術）を受けた場合。

公的医療保険制度が適用される手術（※）のため、
手術給付金をお支払いします

お支払いできない場合

『近視』を矯正するため、レーシック手術（レーザー屈折矯正手術）を受けた場合。

公的医療保険制度が適用されない手術（※）のため、
手術給付金はお支払いできません

（※）2025年7月時点

解　説

□手術を受けた時点で、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、「手術料」の算定対象として列挙されている手術に該当する場合、手術給付金をお支払いします。

□手術給付金の金額は、手術の種類や内容にかかわらず、入院中に手術を受けた場合には基準給付金額に対し、この保険契約の締結時に契約者が指定した割合（10%または50%）を乗じて得た金額をお支払いします。外来扱いの場合は、手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、お支払い額は基準給付金の10%となります。

ご注意

・総合医療一時金保険の手術給付金は、「輸血料」の算定対象として列挙されている「造血幹細胞移植」や、手術を受けた時点で「約款に定める先進医療に該当する手術」を受けた場合にもお支払いします。
・所定の手術を受けた場合にお支払いの対象となる保険には、ほかにも女性特定治療保険があります。
・医科診療報酬点数表に無く、歯科診療報酬点数表のみに列挙されている診療行為については、お支払いの対象にはなりません（口腔外科で行われた場合なども含みます）。

具体的な事例

約款記載の一例

〈総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款〉

第5条（給付金の支払）抜粋

この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所（別表19）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき （1）その手術が、入院（別表20）の日数が1日以上となる入院中に受けたつぎのいずれかに該当する手術であること （ア）**公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表22）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）**。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。 **（a）創傷処理　（b）皮膚切開術　（c）デブリードマン** **（d）骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術　（e）涙点プラグ挿入術** **（f）鼻腔粘膜および下甲介粘膜の焼灼術（レーザー等による焼灼術を含みます。）または高周波電気凝固法による鼻甲介切除術** **（g）抜歯手術** （イ）医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 （ウ）先進医療（別表9）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。） （2）その手術が、入院（別表20）の日数が1日以上となる入院中以外に受けた（1）のいずれかに該当する手術であること

ご注意

「手術料」の算定対象となっている手術に該当する場合でも以下a～gの手術は、**約款の規定により手術給付金の支払対象となりません。**

		約款除外手術	手術内容（※）
皮膚	a	創傷処理	傷口を縫い合わせた。
	b	皮膚切開術	皮膚にできた膿瘍(のうよう)を切開して、うみを体外に出した。
	c	デブリードマン	壊死した組織や傷口の異物等を除去した。
骨・関節	d	骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術	（脱臼等の治療） 皮膚の上から関節のずれ等を元に戻した。 （骨折等の治療） メスを使わず、ギプス等で固定した。
目	e	涙点プラグ挿入術	（ドライアイなどの治療） 目頭にある涙点に詰め物（プラグ）を詰めた。
鼻	f	鼻腔粘膜および下甲介粘膜の焼灼術（レーザー等による焼灼術を含みます。）および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術	（花粉症や鼻炎などの治療） 薬剤を塗るなどの方法により鼻の粘膜を焼いた。
歯	g	抜歯手術	（親知らずなどの治療） 歯ぐきを切り開き、埋伏歯を抜いた。

※手術内容は一例です。これらの例以外でも「約款除外手術」にあたる場合があります。
・似た手術名であっても、支払可否が異なる場合があるため、診療明細書や手術同意書で正式な手術名称をご確認のうえ、第一生命コンタクトセンター（入院・手術給付金、死亡保険金等専門ダイヤル）（0120-211-157）へお問い合わせください。

事例 9

先進医療給付金のお支払い

先進医療保険の場合

お支払いできる場合

療養を受けた時点で、先進医療ごとに定められた適応症に対し**厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で**厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合。

約款で定める「先進医療」に該当するため、

先進医療給付金をお支払いします

お支払いできない場合

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院で、先進医療として列挙されている医療技術を受けた場合。

約款で定める「先進医療」に該当しないため、

先進医療給付金はお支払いできません

解　説

□療養を受けた時点で、つぎの(1)(2)のいずれも満たす厚生労働大臣が定める先進医療に該当する場合、先進医療給付金をお支払いします。
(1)先進医療ごとに厚生労働大臣が定める適応症(対象となる病気･ケガ･それらの症状)に対して行われたものである
(2)先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けたものである

□先進医療には、手術のほか、検査･診断･投薬などもあり、これらもお支払いの対象となります。

□先進医療を受けるにあたっては、一般的に、治療内容や費用などについて主治医から説明を受け、その内容について十分納得したうえで、同意書に署名し、治療を受けることとなります。

□先進医療に該当する医療技術やその適応症、実施している病院または診療所については、第一生命ホームページ(https://www.dai-ichi-life.co.jp/)の「先進医療情報ステーション」をご覧いただくか第一生命コンタクトセンターへお問い合わせください。

□先進医療給付金をお支払いする場合、あわせて先進医療一時給付金をお支払いします。
ただし、先進医療一時給付金は、同じ先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1回のみのお支払いとなります。

具体的な事例

約款記載の一例

〈先進医療保険(無解約返還金)(2018)給付約款〉

第3条(給付金の支払)抜粋

この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
先進医療給付金	被保険者が保険期間中につぎのいずれにも該当する療養を受けたとき (1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を直接の原因とする療養であること (2)公的医療保険制度(別表7)における先進医療(別表9)による療養(以下「先進医療による療養」といいます。)であること
先進医療 一時給付金	先進医療給付金が支払われるとき

別表9　先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

事例 10

3大疾病保険金のお支払い（悪性新生物＝がん）

3大疾病・介護・身体障害（終身）保険の場合

お支払いできる場合

たとえば病理組織診断の結果、『**骨肉腫**』や『**悪性リンパ腫**』であった場合。

約款所定のがんに該当するため、

3大疾病保険金をお支払いします

お支払いできない場合

たとえば病理組織診断の結果、『子宮頸部の**上皮内がん**』や『乳房の**非浸潤がん**』であった場合。

上皮内がん（非浸潤がんを含みます。）は約款所定のがんではないため、

3大疾病保険金はお支払いできません

⚠ **軽度3大疾病・介護・身体障害保険**にご加入されている場合は、**お支払いの対象となることがありますので、以下の「ご注意」欄をご確認ください。**

解　説

□約款所定のがん（肉腫や白血病などを含みます。）と医師により診断確定された場合に3大疾病保険金をお支払いします。

□ただし、以下に該当するような場合は、約款でお支払いの対象から除外されています。

- 上皮内がん（非浸潤がん・大腸の粘膜内がんなどを含みます。）（※）
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- 生まれて初めてのがんではないもの
- 責任開始期の属する日から数えて90日以内に診断確定されたがん

（※）診察において上皮内がんと説明を受けたときでも、部位によっては、約款に定める上皮内がんにあたらず、お支払いの対象となることがあります。

ご注意

軽度３大疾病・介護・身体障害保険の場合

3大疾病・介護・身体障害（終身）保険ではお支払いの対象から除外となっている場合でも、たとえば「子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成」などの上皮内新生物など、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは軽度3大疾病・介護・身体障害保険においては**お支払いの対象となります。**

具体的な事例

約款記載の一例

〈3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022給付約款〉

第3条（保険金の支払）抜粋

1.この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
3大疾病保険金	（1）被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（別表3）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき

事例 11

3大疾病保険金のお支払い（急性心筋梗塞・脳卒中）

3大疾病・介護・身体障害（終身）保険の場合（脳卒中による所定の状態）

お支払いできる場合

突然、左半身まひが出現したため病院で受診し、『脳梗塞』と診断され、さらに**その日から60日以上、まひの後遺症が続いていたと医師によって診断された**場合または「脳梗塞」の**治療を目的とした手術を受けた**場合。

約款で定める『脳卒中』に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、左半身まひの後遺症が続いている**、または**治療を目的とした手術を受けた**ため、

3大疾病保険金をお支払いします

○

お支払いできない場合

突然、ろれつが回らなくなったため病院で受診し、「脳梗塞」と診断されたが、「脳梗塞」の**治療を目的とした手術は受けておらず**、診断から2週間後には**症状がなかった**場合。

「脳梗塞」の治療を目的とした手術を受けておらず、初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、他覚的な後遺症が継続していない**ため、

3大疾病保険金はお支払いできません

×

⚠ **軽度3大疾病・介護・身体障害保険**にご加入されている場合は、**お支払いの対象となることがあります。**

解　説

□約款で定める「急性心筋梗塞」または「脳卒中」により、所定の状態に該当したときに、3大疾病保険金をお支払いします。所定の状態とは、それぞれつぎのとおりです。

・約款で定める「急性心筋梗塞」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。

・約款で定める「脳卒中」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

・約款で定める「急性心筋梗塞」または「脳卒中」を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき。

□3大疾病保険金をお支払いできない場合には、つぎの例があります。

・約款で定める「急性心筋梗塞」に該当しない場合
「狭心症」、「心筋症」、「心不全」など

・約款で定める「脳卒中」に該当しない場合
「外傷性くも膜下出血」、「脳動脈瘤（破裂していないもの）」、「一過性脳虚血発作」など

具体的な事例

約款記載の一例

〈3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022給付約款〉

第3条（保険金の支払）抜粋

1.この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
3大疾病保険金	(2)被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、**その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき** (イ)急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、**病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき** (3) 被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア)脳卒中（別表5）を発病し、**その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき** (イ)脳卒中（別表5）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、**病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき**

事例 12

3大疾病・介護・身体障害保険等にご加入の場合で、「急性心筋梗塞」「脳卒中」によりお亡くなりになられたときのお支払い

3大疾病所得保障保険、3大疾病・介護・身体障害（終身）保険、軽度3大疾病・介護・身体障害保険の場合

1回分の3大疾病年金・保険金等と同額の死亡返還金をお支払いできる場合

「急性心筋梗塞」または「脳卒中」を発症し、その後治療等をする間もなく、お亡くなりになった場合。

初めて医師の診療を受けた日から60日未経過であり、かつ治療を目的とした手術を受けていない等、生前には支払事由である所定の状態に該当しないものの、約款で定める「急性心筋梗塞」または「脳卒中」に該当し、「急性心筋梗塞」または「脳卒中」を直接の原因としてお亡くなりになったため、

1回分の3大疾病年金・保険金等と同額の死亡返還金をお支払いします

死亡返還金をお支払いできない場合

「狭心症」を発症し、その後治療等をする間もなく、お亡くなりになった場合。

約款で定める「急性心筋梗塞」または「脳卒中」以外の原因でお亡くなりになったため、

死亡返還金はありません

解　説

□3大疾病所得保障保険、3大疾病・介護・身体障害保険、軽度3大疾病・介護・身体障害保険につきましては、死亡保障がない商品であるため、被保険者がお亡くなりになられた場合であっても死亡保険金はお支払いせず、保険契約は消滅したものとします。

□ただし、約款で定める「急性心筋梗塞」または「脳卒中」を直接の原因としてお亡くなりになった場合には、3大疾病保険金・軽度状態保険金と同額の死亡返還金、または1回分の3大疾病年金と同額の死亡返還金をお支払いします。

約款記載の一例

〈3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022給付約款〉

第3条（保険金の支払）抜粋

7.被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として**急性心筋梗塞（別表4）を発病し、保険期間中にその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合は、当会社は、急性心筋梗塞の発病に伴う支払金として、保険金額と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人に支払います。**この場合、死亡時支払金受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡返還金を請求してください。

8.被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として**脳卒中（別表5）を発病し、保険期間中にその脳卒中を直接の原因として死亡した場合は、当会社は、脳卒中の発病に伴う支払金として、保険金額と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人に支払います。**この場合、死亡時支払金受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡返還金を請求してください。

事例

13 介護保険金等のお支払い（要介護状態・要支援状態）

3大疾病・介護・身体障害（終身）保険の場合

介護保険金のお支払事由

つぎの(1)(2)いずれかに該当した場合
(1)公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき
(2)当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日間継続したとき
＊当社所定の要介護状態については、以下の「解説」欄をご確認ください

(2)の例

お支払いできる場合

『脳梗塞』による後遺症によって右記のような状態が180日間継続した場合。

5m以上歩くには杖が必要 かつ 入浴の際、浴槽の出入りに手を貸してもらわなくてはならない かつ 用を足す際、便器の周りなどを汚してしまう ○

お支払いできない場合

『脳梗塞』による後遺症によって歩くには杖が必要な状態となったが、その他の日常生活動作は、全て自分で行うことができる場合。

5m以上歩くには杖が必要 でも 以下の日常生活動作は、誰の手も借りずに全て自分でできる
●入浴
●排せつ
●清潔・整容（洗顔、つめ切り、整髪、はみがき）
●衣服の着脱
×

⚠ **軽度3大疾病・介護・身体障害保険や要支援・介護保険**にご加入されている場合は、**次ページの「ご注意」欄をご確認ください。**

解　説

□当社所定の要介護状態とは、つぎの「Ⅰ」「Ⅱ」のいずれにも該当した状態をいいます。

Ⅰ つぎの①～③のいずれかに該当すること
①ベッド柵などにつかまらなくては寝返りができない
②補助用具などを用いなければ歩行（※）ができない 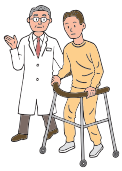
③器質性認知症を原因とした見当識障害と、所定の問題行動が5つ以上ある

＋

Ⅱ つぎの①～④の2項目において介護を要する状態で、うち1項目は全面的な介護を要する状態にあること
①入浴
②排せつ
③清潔・整容
④衣服の着脱

（※）「歩行」とは、歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。

□要支援・要介護認定は、どの程度の介護が必要かによって「要支援1～要介護5」の7段階で認定されます。

軽度 → 重度

要支援1
要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

ご注意

軽度３大疾病・介護・身体障害保険の場合

左記の介護保険金のお支払事由に加え、公的介護保険制度において要介護1との認定を受けたときも**お支払いの対象となります。**

要支援・介護保険の場合

左記の介護保険金のお支払事由に加え、公的介護保険制度において要支援1、要支援2または要介護1との認定を受けたときも**お支払いの対象となります。**

約款記載の一例

〈3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022給付約款〉

第3条（保険金の支払）抜粋

1.この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
介護保険金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中につぎのいずれかの要介護状態に該当したとき (1)公的介護保険制度（別表10）における要介護2以上の状態（別表11）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき (2)当会社所定の状態（別表13）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき

〈軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022給付約款〉

第4条（保険金の支払）抜粋

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
軽度状態保険金（A）	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表10）における要介護1の状態（別表16）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護1との認定を受け、その認定が効力を生じたとき

〈要支援・介護保険（無解約返還金）2025給付約款〉

第3条（要支援・介護保険金の支払）抜粋

	要支援・介護保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
要支援・介護保険金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表10）における要支援1以上の状態（別表48）に該当し、要支援認定等（別表49）において要支援1以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき

事例

14 認知症保険金のお支払い

認知症保険の場合

認知症保険金のお支払事由

被保険者がつぎの(1)(2)いずれにも該当したとき
(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に認知症と診断されたこと
(2)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること

認知症保険金の支払事由該当日について

○認知症保険金は「認知症と診断されたこと」、「要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること」の要件をいずれも満たした場合に支払対象となります。「認知症と診断されたこと」のみでは支払対象となりません。

○認知症保険金の支払事由のうち「要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること」に該当されたときとは、その要介護認定が効力を生じた日(要介護認定の申請日)とします。ただし、契約日からその日を含めて2年以内に「認知症と診断されたこと」に該当し、かつ、契約日からその日を含めて2年経過後に要介護認定において要介護1以上との認定を受けた場合で、その認定が契約日からその日を含めて2年以内に効力を生じたときは、その認定を受けた日となります。

※介護保険法では、要介護認定はその申請のあった日にその効力を生じると定められています。

お支払いできる場合

契約日から2年経過後に認知症と診断され、要介護認定を申請し、認定された場合

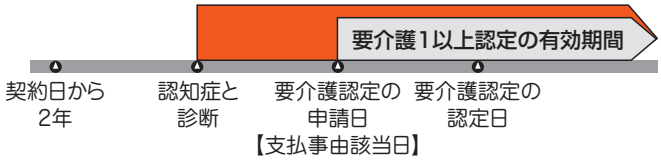

要件をいずれも満たすため、認知症保険金を**お支払いします**。支払事由該当日が契約日から2年経過後のため、**保険金額**をお支払いします。

契約日から2年以内に認知症と診断され、2年経過後に要介護認定を申請し、認定された場合

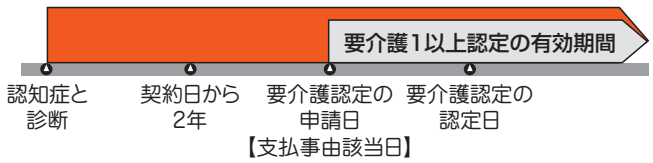

要件をいずれも満たすため、認知症保険金を**お支払いします**。支払事由該当日が契約日から2年経過後のため、**保険金額**をお支払いします。

契約日から2年以内に認知症と診断され、要介護認定を申請し、認定された場合

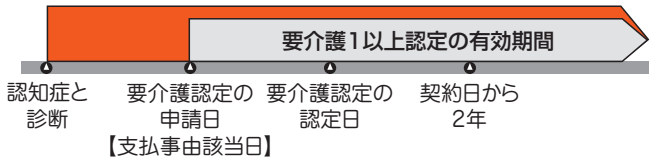

要件をいずれも満たすため、認知症保険金を**お支払いします**。支払事由該当日が契約日から2年以内のため、**保険料の累計額**をお支払いします。

契約日から2年以内に認知症と診断され、要介護認定を申請し、2年経過後に要介護認定が認定された場合

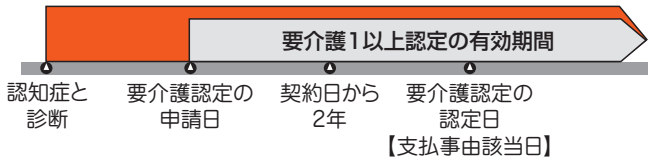

要件をいずれも満たすため、認知症保険金を**お支払いします**。要介護認定の申請日が契約日から2年以内で要介護認定の認定日が2年経過後のため、認定日が支払事由該当日となり、**保険金額**をお支払いします。

具体的な事例

お支払いできない場合

要介護1以上と認定され、その認定の有効期間が終了した後、認知症と診断された場合

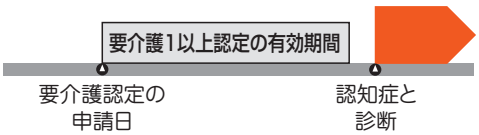

要件を満たしていないため、認知症保険金を**お支払いしません。**

解　説

□対象となる認知症（契約日が2022年7月2日以後の契約）

（1）対象となる認知症とは、医師により診断されている器質性認知症をいい、その診断は、つぎの（ア）および（イ）の検査によってなされることを要します。

（ア）認知機能検査

（イ）画像検査

（2）上記（1）の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師により診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、当社は、上記（1）の検査を行わない診断を認めることがあります。

ご注意

認知症保険の場合

- 契約日から2年以内に支払事由に該当した場合は、**認知症保険金の保険金額ではなく、保険料の累計額のお受取りとなります。**
- 契約日から2年経過後に支払事由に該当した場合は、認知症保険金の保険金額をお受取りいただけます。
- **認知症保険に死亡保障はありません。**

約款記載の一例

〈認知症保険（無解約返還金）（2019）給付約款〉

第3条（認知症保険金の支払）抜粋

この保険契約において支払う認知症保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
認知症保険金	被保険者がつぎのいずれにも該当したとき (1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に認知症（別表37）と診断されたこと (2)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表10）における要介護1以上の状態（別表38）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること

第4条（認知症保険金の支払に関する補則）

4.認知症保険金の支払事由の(2)について、要介護認定（別表12）において要介護1以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を、認知症保険金の支払事由の(2)に該当したときとします。ただし、契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金の支払事由の(1)に該当し、かつ、契約日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に要介護認定において要介護1以上との認定を受けた場合で、その認定が契約日からその日を含めて2年以内に効力を生じたときは、その認定を受けた日を認知症保険金の支払事由の(2)に該当したときとします（認定の効力を生じた日から認定を受けた日までの間に復活が行われている場合を除きます。）。

事例 15 短期就業不能給付金 就業不能給付金 のお支払い

就業不能保険の場合（※販売停止商品）

短期就業不能給付金･就業不能給付金のお支払事由

つぎの(1)(2)いずれにも該当した場合

□短期就業不能給付金

(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的とし、入院または在宅医療の状態（就業不能状態）に該当されたこと

(2)就業不能状態に該当された日からその日を含めて就業不能状態が14日以上継続されたとき

□就業不能給付金

(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的とし、入院または在宅医療の状態（就業不能状態）に該当されたこと

(2)就業不能状態に該当された日からその日を含めて就業不能状態が30日以上継続されたとき

お支払いできる場合

就業不能状態が14日以上継続すれば短期就業不能給付金、30日以上継続すれば就業不能給付金がお受け取りいただけます。

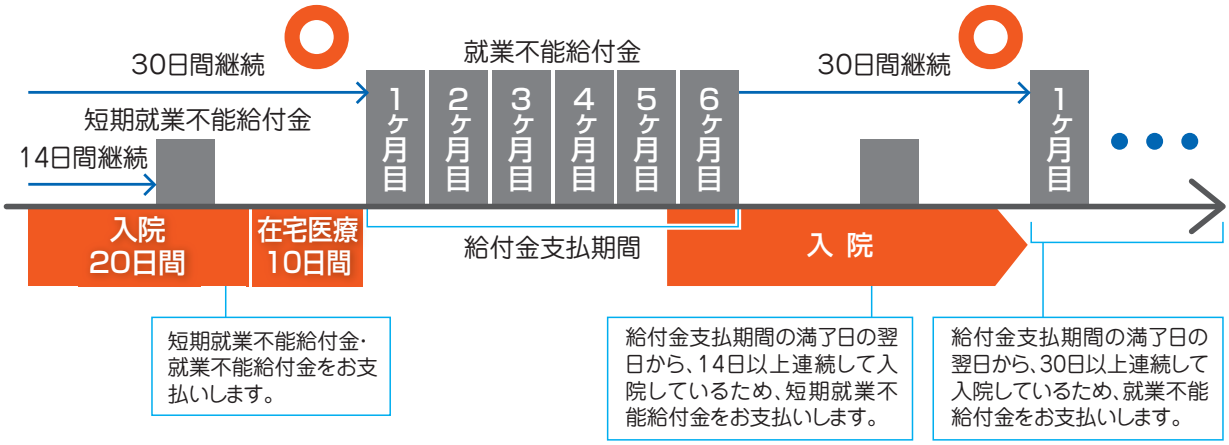

お支払いできない場合

所定の日数に満たない就業不能状態が断続している場合

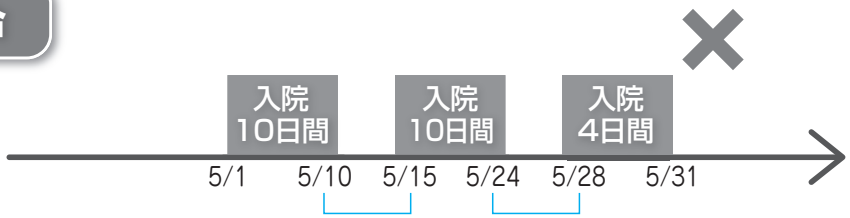

就業不能給付金の支払期間中に支払事由が生じた場合

※短期就業不能給付金･就業不能給付金はお支払いいたしません。

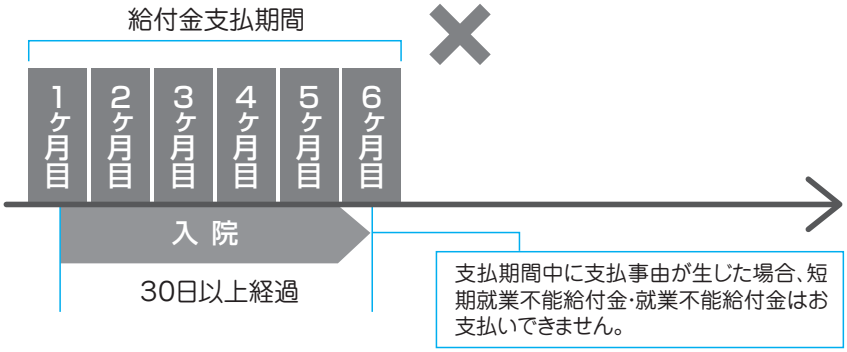

ただし、就業不能状態が給付金支払期間の満了日の翌日から14日（30日）以上継続した場合は、短期就業不能給付金（就業不能給付金）をお受け取りいただけます。（上記「お支払いできる場合」の図を参照）

具体的な事例

解　説

□支払対象となる「在宅医療」とは、以下のとおりです。

・「在宅医療」とは、通院が困難な場合等において、医師による治療が必要であるため、医師の指示（公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（※1）の在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。）に列挙されている診療料や管理指導料等が算定されることを要します。）にもとづき、日本国内の自宅等（病院または診療所以外の施設を含みます。）において治療に専念することをいいます。

・労働者災害補償保険が適用された場合などで在宅患者診療・指導料が算定されないときでも、当会社は、在宅患者診療・指導料が算定されたものとして認めることがあります。

（※1）在宅医療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。

＜対象とする在宅患者診療・指導料（2025年7月現在）＞
※枝番の付与されているもの（例:C 005-1-2やC 007-1など）も支払対象になります。

■C001 在宅患者訪問診療料（(Ⅰ)(Ⅱ)）
■C002 在宅時医学総合管理料
■C003 在宅がん医療総合診療料
■C005 在宅患者訪問看護・指導料
■C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
■C007 訪問看護指示料
■C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料
■C009 在宅患者訪問栄養食事指導料
■C010 在宅患者連携指導料
■C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料
■C012 在宅患者共同診療料
■C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
■C014 外来在宅共同指導料
■C015 在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料

□短期就業不能給付金・就業不能給付金はそれぞれ10回が支払限度回数となります。

□就業不能給付金を一括で受け取る場合の金額は、月々受け取る場合の合計金額（給付金月額6か月分）と同額となります。

ご注意

在宅医療について

つぎの状態は、在宅患者診療・指導料が算定されない限り、短期就業不能給付金・就業不能給付金の支払対象となる**「在宅医療」ではありません。**

・医師から「しばらく仕事を休んだほうがいい」との指示を受けて自宅で静養している場合
・海外の自宅等で医師による訪問治療を受けた場合

など

具体的な事例

約款記載の一例

〈就業不能保険（無解約返還金）（2019）給付約款〉

第3条（就業不能給付金の支払）抜粋

この保険契約において支払う就業不能給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
短期就業不能給付金	被保険者が保険期間中につぎのいずれにも該当したとき (1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的としたつぎのいずれかの状態（以下「就業不能状態」といいます。）に該当したこと (ア)入院（別表20） (イ)在宅医療（別表40） (2)就業不能状態に該当した日からその日を含めて就業不能状態が14日以上継続したとき
就業不能給付金	被保険者が保険期間中につぎのいずれにも該当したとき (1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的とした就業不能状態に該当したこと (2)就業不能状態に該当した日からその日を含めて就業不能状態が30日以上継続したとき

事例 16

生活習慣病重症化予防給付金・糖尿病重症化予防給付金のお支払い

生活習慣病重症化予防応援保険（「生活習慣病総合保障型」「糖尿病重点保障型」の２つの型があります）

お支払いできる場合

「糖尿病」と診断され、その治療を目的として投薬治療を受けた場合。

約款で定める疾病の治療を目的として投薬治療を受けているため、

（生活習慣病・糖尿病）重症化予防給付金をお支払いします

○

お支払いできない場合

美容目的のダイエットなど治療以外の目的で糖尿病の薬を処方された場合。

約款で定める疾病の治療を目的として投薬治療を受けたものではないため、

（生活習慣病・糖尿病）重症化予防給付金をお支払いできません

×

解　説

□生活習慣病重症化予防給付金のお支払い（生活習慣病重症化予防応援保険 生活習慣病総合保障型）

・高血圧性疾患、脂質異常症、高尿酸血症、糖尿病のいずれかの治療を目的として、所定の投薬治療等を受けたときにお支払いします。

・上記疾病、または心･血管疾患、脳血管疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患のうち所定の病気の治療を目的として、入院の日数が１日以上となる入院をしたときは、支払事由に該当したものとみなしてお支払いします。

□糖尿病重症化予防給付金のお支払い（生活習慣病重症化予防応援保険 糖尿病重点保障型）

・糖尿病の治療を目的として、所定の投薬治療等を受けたときにお支払いします。

・糖尿病の治療を目的として、入院の日数が１日以上となる入院をしたときに、支払事由に該当したものとみなしてお支払いします。

□**当社ホームページ上の「医薬品ステーション」より、投薬されている医薬品名を検索することで、（生活習慣病･糖尿病）重症化予防給付金のご請求対象となるかをご確認いただけます。**

ご注意

投薬治療等について

「投薬治療等」とは、**検査および医師により診断を受けた**高血圧性疾患、脂質異常症、糖尿病または高尿酸血症について、つぎのいずれかに該当したものとします。

1.公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により処方料または処方箋料が算定される投薬治療

2.公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含む）

具体的な事例

約款記載の一例

第４条（給付金の支払）

□生活習慣病重症化予防給付金

・被保険者が責任開始期以後に発病した高血圧性疾患（別表42）、脂質異常症（別表43）、糖尿病（別表44）または高尿酸血症（別表45）（以下「高血圧性疾患等」といいます。）の治療を目的として、保険期間中に病院または診療所（別表6）において、投薬治療等（別表46）を受けたとき

□糖尿病重症化予防給付金

・被保険者が責任開始期以後に発病した糖尿病（別表44）の治療を目的として、保険期間中に病院または診療所（別表6）において、投薬治療等（別表46）を受けたとき

事例

17 入院所得給付金・メンタル入院所得給付金のお支払い

継続入院所得保障保険（「入院所得保障基本型」「メンタル入院所得保障充実型」の2つの型があります）

入院所得給付金・メンタル入院所得給付金のお支払事由

つぎの(1)(2)いずれにも該当した場合

□入院所得給付金（「入院所得保障基本型」「メンタル入院所得保障充実型」共通）

(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害の治療を目的とした入院をしたこと

(2)(1)の入院日からその日を含めて入院が14日以上継続したとき

□メンタル入院所得給付金（「メンタル入院所得保障充実型」のみ）

(1)責任開始期以後に発病した所定のメンタル疾病（※1）の治療を目的とした入院をしたこと

(2)(1)の入院日からその日を含めて入院が14日以上継続したとき

（※1）お支払い対象となる「所定のメンタル疾病」について
お支払い対象となる「所定のメンタル疾病」の例として、統合失調症、気分（感情）障害、うつ病、躁病、双極性感情障害（躁うつ病）、摂食障害等があります。認知症、知的障害、パーソナリティ障害等は「所定のメンタル疾病」には該当しません。詳しくは「約款」をご参照ください。

入院所得給付金・メンタル入院所得給付金をお支払いできる場合・できない場合

ケース1 複数回入院した場合

入院の原因を問わず、退院と同一の日または翌日に再入院した場合は継続した入院とみなします。

【1-A】10日間の入院①をして、退院した翌日から10日間の入院②をした場合

〈入院所得保障基本型のイメージ〉

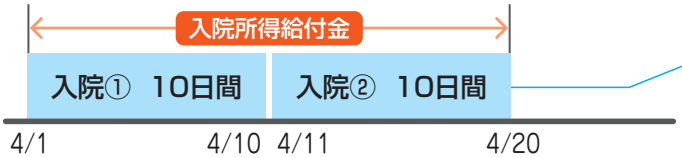

○ 退院した翌日の再入院となるため、入院①と入院②は継続した入院とみなします。入院①と入院②の通算した入院が14日以上継続しているため入院所得給付金をお支払いします。

【1-B】10日間の入院①をして、退院した翌々日から10日間の入院②をした場合

〈入院所得保障基本型のイメージ〉

× 退院した翌々日以降の再入院となるため、入院①と入院②は継続した入院とみなしません。入院①と入院②それぞれの入院が14日以上継続していないため入院所得給付金をお支払いしません。

ケース2 入院所得給付金対象期間中に入院した場合

入院所得給付金・メンタル入院所得給付金の支払対象となる入院の入院日から半年後の月単位の応当日の前日までの期間を、「入院所得給付金対象期間」・「メンタル入院所得給付金対象期間」とし、この期間は新たに給付金をお支払いしません。

【2-A】「がん」による30日間の入院①をして、その入院所得給付金対象期間中に「うつ病」による20日間の入院②をした場合

〈メンタル入院所得保障充実型のイメージ〉

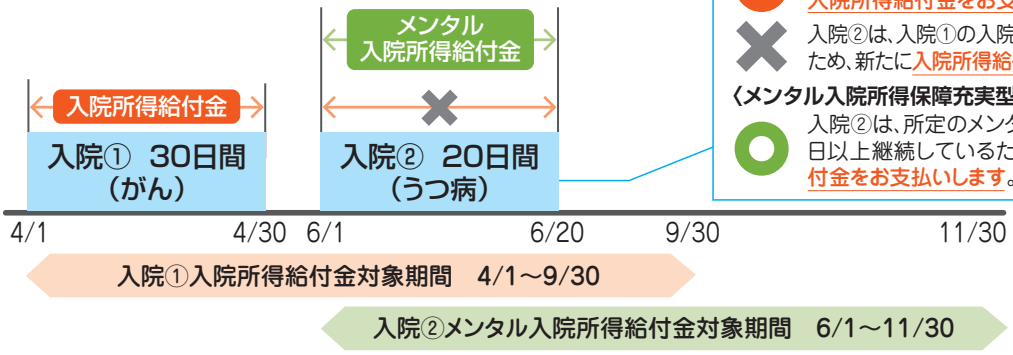

〈入院所得保障基本型・メンタル入院所得保障充実型 共通〉

○ 入院①は、入院が14日以上継続しているため、入院所得給付金をお支払いします。

× 入院②は、入院①の入院所得給付金対象期間中のため、新たに入院所得給付金をお支払いしません。

〈メンタル入院所得保障充実型の場合〉

○ 入院②は、所定のメンタル疾病による入院が14日以上継続しているため、メンタル入院所得給付金をお支払いします。

具体的な事例

【2-B】「がん」による30日間の入院①をして、その入院所得給付金対象期間中に「うつ病」による150日間の入院②をした場合

〈メンタル入院所得保障充実型のイメージ〉

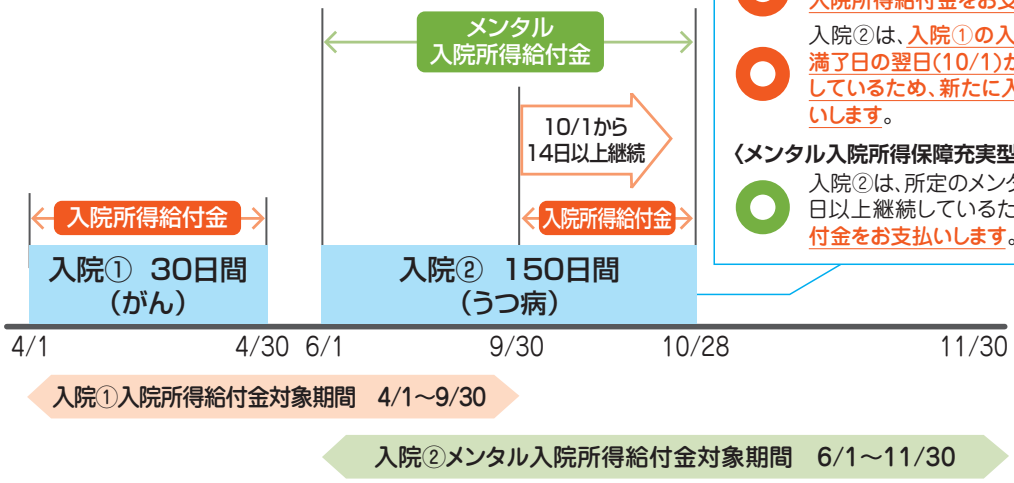

〈入院所得保障基本型・メンタル入院所得保障充実型 共通〉

○ 入院①は、入院が14日以上継続しているため、**入院所得給付金をお支払いします**。

○ 入院②は、**入院①の入院所得給付金対象期間満了日の翌日(10/1)から入院が14日以上継続しているため、新たに入院所得給付金をお支払いします**。

〈メンタル入院所得保障充実型の場合〉

○ 入院②は、所定のメンタル疾病による入院が14日以上継続しているため、**メンタル入院所得給付金をお支払いします**。

解 説

□入院所得給付金対象期間中に開始した新たなご入院は、入院所得給付金のお支払いの対象となりません。なお、同入院が入院所得給付金対象期間満了日の翌日からその日を含めて14日以上継続している場合は新たな給付金のお支払いの対象となります。(※2)

□入院所得給付金の支払回数が通算10回に達すると契約は消滅します。メンタル入院所得保障充実型の場合は、メンタル入院所得給付金の支払回数が通算10回に達していなくても、入院所得給付金の支払回数が通算10回に達したときは、契約は消滅したものとします。

(※2)メンタル入院所得給付金も同様の取扱となります。

約款記載の一例

＜継続入院所得保障保険(無解約返還金)2025 給付約款＞

第5条(入院所得給付金の支払に関する補則)抜粋

7.入院所得給付金対象期間中に入院所得給付金の支払事由が生じた場合でも、当会社は、入院所得給付金の支払事由に該当していないものとみなし、入院所得給付金を支払いません。

8.入院所得給付金対象期間満了日以前に開始した入院(別表20)が14日以上継続し、入院所得給付金対象期間満了後に支払事由が生じた場合でも、当会社は、入院所得給付金の支払事由に該当していないものとみなし、入院所得給付金を支払いません。ただし、その入院が入院所得給付金対象期間満了日の翌日からその日を含めて14日以上継続した場合には、その時点で支払事由に該当したものとみなして第4条の規定を適用します。

第6条(メンタル入院所得給付金の支払に関する補則)抜粋

6.メンタル入院所得給付金対象期間中にメンタル入院所得給付金の支払事由が生じた場合でも、当会社は、メンタル入院所得給付金の支払事由に該当していないものとみなし、メンタル入院所得給付金を支払いません。

7.メンタル入院所得給付金対象期間満了日以前に開始した入院(別表20)が14日以上継続し、メンタル入院所得給付金対象期間満了後に支払事由が生じた場合でも、当会社は、メンタル入院所得給付金の支払事由に該当していないものとみなし、メンタル入院所得給付金を支払いません。ただし、その入院がメンタル入院所得給付金対象期間満了日の翌日からその日を含めて14日以上継続した場合には、その時点で支払事由に該当したものとみなして第4条の規定を適用します。

保険金などをお支払いできないその他の代表例

9～35ページにあげた具体的な事例のほかにも、お支払いできない場合があります。
以下にその代表例をあげていますので、ご確認ください。
お支払いできない場合は、契約内容によって異なります。詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

1　支払事由に該当しない場合

保険金・給付金は、**約款に定める支払事由**に該当する場合にお支払いします。
以下は、給付金の**支払事由に該当しないため、お支払いできない場合の代表例**です。

□約款に定める入院に該当しない場合

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所（※）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、この「入院」に該当しないときは、入院給付金をお支払いできません。「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識などに照らして判断いたします。

（※）介護老人保健施設などは含みません。

2　お支払いに制限がある場合

保険金・給付金は、お支払いに制限がある場合があります。
以下は、**総合医療一時金保険の場合で、給付金のお支払回数などに制限がある代表例**です。

【手術給付金】

□一定期間内に同一の手術を複数回受けても、手術給付金は１回のみのお支払いとなる場合

以下に該当する手術は、最初に手術を受けた日から数えて14日の間に同一の手術を複数回受けた場合、手術給付金の金額が最も高い１つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。金額が同じ場合は、いずれか１回のお支払いとなります。

- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定される手術（※１・２）
- 手術給付金のお支払いの対象となる先進医療に該当する手術

（※１）手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

（※２）2025年7月時点で、網膜光凝固術、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術などの手術が該当します。（医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。）

■（例）右腎結石に対する体外衝撃波腎・尿管結石破砕術を外来で複数回受けた場合

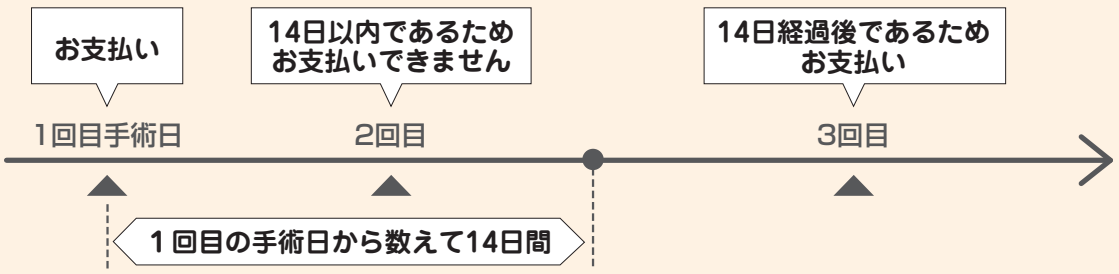

□手術料が１日につき算定される診療行為を受けた場合

医科診療報酬点数表において手術料が１日につき算定される診療行為（※１・２）を２日以上にわたって受けた場合、２日目以降も１日につき手術料が算定されますが、初日に受けた診療行為が手術に該当するため、手術給付金は初日のみお支払いします。

（※１）手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

（※２）2025年7月時点で、大動脈バルーンパンピング法、人工心肺などが該当します。（医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。）

■（例）急性心筋梗塞で大動脈バルーンパンピング法を受けた場合

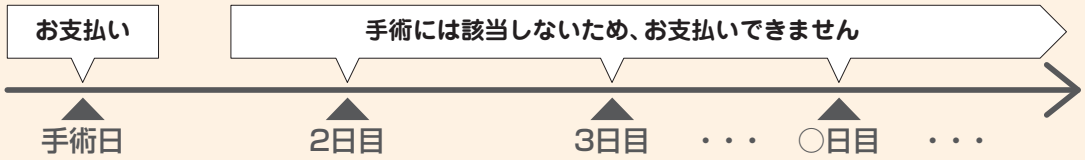

【放射線治療給付金】

□放射線を常時照射する治療を受けた場合

放射性物質の体内への埋込などにより放射線を絶えず照射し続ける治療（※）を２日以上にわたって継続して受けられたときは、治療の開始から終了までを１回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。

（※）密封小線源永久挿入療法などが該当します。

3　免責事由に該当する場合

支払事由に該当する場合であっても、**約款に定める免責事由**に該当する場合は保険金などをお支払いできません。

以下は、**免責事由に該当するため、お支払いできない場合の代表例**です。

≪死亡保険金の免責事由≫

□責任開始期から所定の期間内の被保険者の自殺（※）

（※）精神障害などにより正常な判断能力がない状態で亡くなられた場合には、死亡保険金をお支払いできることがあります。

□契約者や死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき　など

≪入院給付金の免責事由≫

□被保険者の精神障害を原因とする事故によって入院をした場合

□被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって入院をした場合

□被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって入院をした場合　など

4　詐欺行為や保険金の不法取得目的などがあった場合

以下に該当する場合は、契約は解除、取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

□「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」「保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる」などの重大事由があった場合

□契約のご加入や復活に際して詐欺行為や保険金などを不法に取得する目的があった場合

5　契約が無効や失効となった場合

保険料の払い込みがなかったため契約が無効または失効となった後に、保険金などの支払事由に該当された場合は、保険金などのお支払いはできません。

6　保険金などを削減して支払う場合

地震、噴火もしくは津波又は戦争その他の変乱によって、支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合は、保険金などを削減して支払うか、又は支払わないことがあります。

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

第一生命保険株式会社

〒100-8411　東京都千代田区有楽町1-13-1
電話　03-3216-1211（大代表）
インターネットホームページ　https://www.dai-ichi-life.co.jp/

お届けしたのは…

2025年7月版

（登）C25P0035（2025.4.11）　保険金［登］18559-01　2025.7